

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築指導係

議案名

議案第 8 号 桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新堀地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

建築基準法等の改正に伴い、法律を引用する条文の文言整備を行います。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

建築基準法において、市町村は地区計画等の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で、当該地区計画等の内容として定められたものを、条例でこれらに関する制限として定めることができると規定されています。

平成 30 年 4 月 1 日、新堀地区地区計画が変更されるため、本条例の改正を行うものです。

計 画 図

